

未利用口座管理手数料について

当行では、2020年10月1日（木）以降に開設した普通預金口座について「未利用口座管理手数料」が適用されます。また、対象口座の残高が本手数料に満たない場合、当該口座を自動解約させていただきます。「未利用口座管理手数料」の詳細は次のとおりです。

適用対象	2020年10月1日（木）以降に開設された全ての普通預金口座 （総合口座を含みます）
未利用口座となる 口座	<p>最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない*口座が対象となります。</p> <p>※お取引には、お預け入れ（当該口座のお利息入金を除きます）、払い戻し（本手数料の引落としを除きます）が含まれます。</p> <p>ただし、次の口座は対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該口座の残高が10,000円以上ある場合 ・当該口座を特約口座とするお預かり金融資産（定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等）が1円以上ある場合 ・当該口座を返済口座とするお借入がある場合 ・教育資金贈与専用口座やジュニアNISA専用口座等の専用口座 ・遺言信託等の信託商品をご契約いただいているお客さま名義の口座
未利用口座に対する 取り扱い	<p>（1）未利用口座となった場合、お客さまの届出住所宛に「ご案内」を発送させていただきます*。ご案内の発送後、一定期間（約3ヵ月）を経過してもお取引がない場合、「未利用口座管理手数料」をお引落しいたします。</p> <p>※発送した「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</p> <p>（2）対象口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合は、残高全額を本手数料の一部として引落しさせていただきます、当該口座*を自動解約させていただきます。</p> <p>※カードローンの返済口座、当行発行のクレジットカード・デビットカードの引き落とし口座、投信口座の取引口座として指定されている口座は解約の対象外となります。</p>
未利用口座管理 手数料	年間1,320円（税込み）

「未利用口座管理手数料」の取り扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。